宝塚市新病院整備基本設計・実施設計業務委託仕様書

第１ 業務概要

１　業務名称

宝塚市新病院整備基本設計・実施設計業務委託（以下、「本業務」という。）

２　業務の目的

本業務は、宝塚市の新病院整備に向け、新病院整備基本計画書等を踏まえ、将来の医療需要や市立病院が担うべき役割・機能を見据えた施設整備を実現するため、必要な診療機能、病床規模、医療機器及び医療情報システム等との整合性を確保しながら、新病院の建築計画、施設・設備の機能及び性能、構造・仕様等を具体化し、基本設計及び実施設計を行うことを目的とする。

３　業務期間

契約締結日から令和 11 年（2029 年）3 月 30 日まで

（1）基本設計の完了（成果物の提出を含む）

令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで

（2）実施設計の完了（確認済証の取得、成果物の提出を含む）

令和 11 年（2029 年）3 月 30 日まで

※各業務の詳細な工程については、上記履行期限を前提として、公募型プロポーザルにおける技術提案内容を踏まえ、発注者と受注者との協議により定める。

４　委託料の支払い

基本設計終了時及び実施設計終了時に各業務における成果物の検査完了後支払うものとする。

５　計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下、「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

（1）施設名称　　宝塚市新病院

（2）整備予定地　宝塚市小浜 4 丁目 5 番 1 号（現第 1 駐車場敷地）

（3）施設用途　　総合病院等：国土交通省告示第 8 号別添二第十号 第 2 類

６　設計与条件

（1）敷地の条件

ア　敷地の面積：36,569.85 ㎡（ステップハウス宝塚敷地、市立健康センター敷地、市立看護学校敷地を含む）

イ　用途地域

（ア）第一種中高層住居地域（敷地面積 28,066.15 ㎡・容積率 200％・建蔽率 60％）

（イ）準住居地域（敷地面積 8,503.70 ㎡・容積率 200％・建蔽率 60％）

ウ　地区の指定

（ア）市街化区域・防火地域指定なし・法第２２条区域

（イ）第 4 種高度地区・第 6 種高度地区

（ウ）埋蔵文化財包蔵地

（エ）宅地造成等工事規制区域　他

（2）設計対象範囲

ア　新病院棟

（ア）延べ面積は、33,000 ㎡（地下駐車場を含む場合）程度を想定。

（イ）建物の主要構造及び階数は、要求性能、工事費、工期、維持管理性等を踏まえた提案による。

（ウ）耐震安全性の分類

・構造体　Ⅰ類相当

・建築非構造部材　A 類

・建築設備　甲類

・免震構造を基本とする。

（エ）既存外来診療棟及び放射線治療棟との接続ブリッジ、医療ガス関連施設その他必要な附帯施設を計画すること。

（オ）附帯施設の面積は、原則として上記延べ面積に含むものとする。

（カ）東側高圧線、既存放射線治療棟との離隔距離に配慮すること。

（キ）緊急用ヘリポートについて、敷地外での確保を含め検討すること。

（ク）別途実施する土壌汚染対策法に基づく調査により、土壌汚染等が判明した場合は、対策計画、設計を行うこと。

（ケ）市立健康センター用地を含めた、工事用地確保及び構内道路整備の影響を踏まえて設計を行うこと。

イ　既存外来診療棟改修

（ア）既存外来診療棟（延べ面積 4,126.21 ㎡、地上 3 階、鉄筋コンクリート造）を、医局・管理部門等として改修するための設計を行うこと。

（イ）既存外来診療棟の劣化状況調査を行い、その結果並びに関係行政機関との協議を踏まえ、必要な改修内容について発注者と協議の上、設計を行うこと。

（ウ）既存不適格となっているエスカレーターについて、関係法令及び行政協議を踏まえ、改修方法を検討し、必要な設計を行うこと。

（エ）改修設計に必要となる石綿含有建材調査を行うこと。

ウ　現市立健康センター等解体

（ア）市立健康センター（延べ面積 2,904.99 ㎡、地上 2 階、鉄筋コンクリート造）、車庫棟（延べ面積 129.6 ㎡、平屋、鉄筋コンクリート造）、駐輪ゴミ置き場（延べ面積 41 ㎡、平屋）の解体設計を行う。（その他解体にともない必要となる工作物、設備、外構等を含む。）

（イ）上記施設等について、解体に必要な調査（石綿含有建材調査を含む）を行う。

（ウ）別途実施する土対法調査に基づき、汚染が判明した場合は、それらを踏まえた対策計画、設計を行うこと。

エ　現市立健康センター用地を含めた、工事用地外構等（駐車場計画を含む）

以下の項目については、設計の初期段階に工事計画の妥当性における検証を行ったうえで設計するものとし、詳細な業務工程については、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

（ア）構内道路、歩行者動線等の外構設計を行うこと。

（イ）バスその他の車両動線の計画及び設計を行うこと。

（ウ）汚水本管の切替及び移設設計（雨水本管は原則として既存利用とする。）を行うこ

と。

（エ）新病院用地を含めて、駐車場は外来駐車場として 130～170 台程度を確保すること。その配置及び形式については、平面駐車場、建物下部等を活用した駐車場、立体駐車場等を含め、事業費、施工性、工事工程及び病院運営への影響等を踏まえて提案すること。

（オ）その他新病院整備に伴い必要となる外構・インフラ設計を行うこと。

（カ）構内道路等の整備方法については、関係法令及び行政協議を踏まえ、開発許可の要否を整理した上で、事業費、工期、施工性等を総合的に比較検討し、発注者と協議して決定するものとする。

オ　既存附属汚水処理施設、東側駐輪場の解体

（ア）新病院棟の建設に先立ち実施する既存汚水管の切替・移設及び既存附属汚水処理施設（延べ面積 807.28 ㎡、地上 1 階・地下 1 階、鉄筋コンクリート造）、東側駐輪場（平屋、鉄骨造）の解体に必要な設計を行うこと。

（イ）別途実施する土対法調査に基づき、汚染が判明した場合は、それらを踏まえた対策計画、設計を行うこと。

カ　既存北棟と新健康センターとの接続通路の設計

（ア）既存北棟と新健康センターを接続する通路について、必要な設計を行うこと。

（イ）接続階は、3 階レベルを基本とし、有効幅員 3m を確保すること。

（ウ）構造、形式等は、既存建物との接続条件、耐震性、施工性及び工事費等を踏まえて検討し、発注者と協議して決定するものとする。

キ　既存不適格対応

（ア）敷地内の既存建物において、既存不適格部分を改修する必要が生じた場合は、関係法令及び行政協議を踏まえ、改修方法を検討し、必要な設計を行うこと。

(3) ライフラインの条件

電力、通信、上水、下水、ガスその他のライフライン条件は、【別紙４】 工事ステップ図・インフラ計画を参考とし、詳細は設計業務開始後、関係行政機関等との協議の上決定するものとする。

(4) 予定工事費

３４０億円（税込）

※医療機器・情報システム整備費等、設計・監理費等は含まれない。

※令和 8 年 3 月時点の概算額であり、建設物価上昇を見込んだ額ではない。

(5) 別紙資料

その他設計与条件については、次の資料による。

【別紙１】 配置概要図

【別紙２】 現況平面図

【別紙３】 既存建物の地質調査資料（計画地の地質調査未済のため、本資料は対象敷地の地盤条件を保証するものではない。）

【別紙４】 工事ステップ図・インフラ計画

【別紙５】 新病院整備及び関係事業スケジュール
【別紙６】 新病院整備基本計画書（概要版）
【別紙７】 新病院整備基本計画書（本編）

第２ 業務仕様

1　業務の履行について

（1）業務の内容は以下のとおりとし、業務の詳細及び遂行方法は、技術提案書の内容を踏まえ、発注者と受注者が協議の上決定する。

（2）業務遂行に必要となる会議、ヒアリング等については、受注者が提案するものとする。

（3）本仕様書に記載のない事項は、「委託契約書（案）」及び「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」によるものとする。ただし、これらに記載の無い事項であっても、本業務の遂行上当然に必要なる事項については、受注者の責任において完備するものとする。

（4）仕様書等に記載が無く、疑義が生じた場合は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

2　設計業務の内容及び範囲

（1）一般業務

令和 6 年国土交通省告示第 8 号に定める基本設計及び実施設計に関する標準業務（建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備）並びに昇降機設備、外構、構内道路その他本事業に必要な関連施設の設計業務。

（2）標準外業務

ア　調査・検討業務

（ア）院内各部門へのヒアリングに係る資料作成及び設計への反映

（ウ）関係者との設計内容の合意形成に必要となる資料作成、説明及び会議等への出席

（エ）施設整備に必要となる各種調査、検討業務

下記調査及び検討を行うこととし、調査及び検討内容を適切に設計へ反映すること。

a　地盤調査（ボーリング調査等）

調査位置、数量及び深度は、建築物の構造、免震構造、杭・基礎計画等を踏まえ、設計に必要な調査内容を受注者が提案し、発注者と協議の上決定すること。

b　石綿（アスベスト）含有建材調査

市立健康センター解体及び既存外来診療棟改修の対象部分について、設計及び工事発注に必要となる範囲で実施すること。

c　埋蔵文化財調査

現健康センター周辺の埋蔵文化財包蔵地範囲内における試掘調査等を実施すること。

d　井水利用の検討

利用可能性、用途、必要水量、設備構成、維持管理性及び経済性等の検討を行うものとする。

e　敷地測量・インフラ調査を行うこと。

f　近隣建物調査業務発注に必要となる調査対象範囲及び対象戸数の調査・整理を行うこと。

※土壌汚染対策に関する調査・協議について、発注者が別途実施を予定している。

イ　許可申請等の手続き業務

（ア）計画通知に関する手続業務（宝塚市に提出すること）

（イ）関係法令等に基づく各種申請手続業務（標識看板、設置報告書等を含む）

（ウ）宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例（開発まちづくり条例）に基づく手続業務

（エ）消防法関係の協議及び申請業務

（オ）景観法、宝塚市都市景観条例その他景観関係規定に基づく協議、届出及び資料作成

（カ）省エネルギー性能計算及び関係資料の作成

（キ）建築物省エネ法その他関係法令（業務期間中に施行される改正法令を含む。）に基づく手続業務

（ク）ごみステーション設置等に関する届出業務

（ケ）大気汚染防止法（アスベスト）に係る事前協議及び設計段階で必要な資料作成支援

（コ）建築物総合環境性能評価システム（ＣＡＳＢＥＥ）による評価及び評価書等の作成

（サ）兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく緑化に関する協議及び届出

（シ）騒音規制法、振動規制法その他関係法令に基づく協議及び資料作成

（ス）文化財保護法に基づく手続及び試掘調査等への協力

（セ）医療法等に関する手続及び設計調整

医療法その他関係法令に基づく病院の開設許可、変更許可、使用許可及び診療用放射線設備等に係る許認可・届出について、必要な建築・設備関係資料の作成、設計への反映及び関係者との調整を図ること。

（ソ）医療機器・什器等に関する設計調整

医療機器・什器等の選定及び配置に関し、必要な建築・設備関係資料の作成、設計への反映及び発注者、医療コンサルタント、医療機器メーカーその他関係事業者との調整を図ること。

（タ）電波障害調査（机上調査）

（チ）兵庫県福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法に基づく協議、申請、届出等

（ツ）宝塚市自動車駐車場附置条例に基づく協議、届出等

（テ）水質汚濁防止法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例その他水質関係法令に基づく協議、資料作成及び手続支援

（ト）都市計画法に基づく開発許可等に関する業務

敷地の拡張、構内道路等の計画について必要な設計を行うこと。また、関係行政機関と協議し、計画内容により開発許可等が必要となる場合は、関係行政機関との協議及び申請手続並びに次に掲げる開発・造成設計業務を本業務に含むものとする。

・造成設計（計画地盤高、切土・盛土、土量計画、擁壁・法面等）

・給排水設計（給水、雨水、汚水、調整池等）

・道路、外構設計（構内道路、駐車場、緑地等）

・協議、申請及び工事発注に必要な設計図、計算書、数量計算書、工事費内訳書、仕様書等の作成

（ナ）宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく許可、届出、協議等

（ニ）土壌対策汚染法に基づく協議・申請・届出等

ウ　評価、調整、調査、分析、検討、技術開発又は協議等に関する業務

（ア）事業継続計画（BCP）を踏まえた施設計画の検討及び設計

（災害時の診療継続、トリアージスペース、ライフラインの確保等）

（イ）ZEB Oriented の取得に関する業務

・ZEB Oriented の取得を目標とし、BELS 評価に必要な計算、資料作成及び申請を行うこと。

・ZEB 未達成、ZEB Oriented および ZEB ready の比較検討（費用対効果、ライフサイクルコスト等）を行うこと。

（ウ）既存外来診療棟の劣化調査

医局・管理部門への改修を予定する既存外来診療棟について、既存資料、現地調査及び改修後の用途・荷重条件等を踏まえて劣化調査を実施すること。調査結果に基づき、補強の必要性、補強方法、概算工事費、工期及び改修計画への影響等を検討し、発注者と協議すること。協議の結果、耐震診断や補強を実施する場合は、医局・管理部門改修計画との整合を図った耐震補強設計を行うこと。その際、耐震補強設計は本業務に含むものとする。

（エ）公的補助事業を活用する場合に必要な申請、届出、内訳書、報告書等の資料作成

（オ）建設リサイクル法に基づく設計段階で必要な資料作成及び手続支援

エ　特別な成果物の作成に関する業務

（ア）透視図（CG パース）等の作成

a　基本設計時　8 カット程度（鳥瞰 2、外観 2 ・内観 4）

b　実施設計時　8 カット程度（鳥瞰 2、外観 2 ・内観 4）

※作成対象及び視点は発注者と協議の上決定する。

オ　第三者に対する説明に関する業務

（ア）発注者が行う市民等への説明に必要な資料作成及び説明支援

カ　維持管理又は運営等の支援に関する業務

（ア）中長期修繕計画を踏まえたライフサイクルコストの算定

（イ）BEMS 導入に関する検討

（ウ）免震装置の維持管理に関する検討及び助言

キ　積算業務

（ア）建築積算・電気設備積算・機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）

※営繕積算システム RIBC 2 による。

（イ）コスト管理

a　概算工事費を基本設計中盤、基本設計完了時、実施設計中盤、実施設計完了時、そのほか発注者の指示があった場合に提出すること。

b　概算工事費は以下の内容で提出すること。

①算定時点の市場価格を踏まえたもの

②工事着工時点の物価動向予測を踏まえたもの

③工事着工後の物価スライド対応を踏まえたもの

c　事業費の圧縮に努めるとともに、適宜コスト縮減案を提示すること。

（ウ）収支計画との整合性検証

受注者は、概算工事費の算定に当たり、発注者が作成する病院事業の収支計画及び財

政計画に必要な情報を提供するとともに、建設物価の変動等により整備事業費の増加が見込まれる場合は、その影響額及び収支計画への影響を整理し、必要に応じて複数の事業費ケースを設定した比較検討資料を作成すること。

ク　その他建築物の計画に付随する業務

（ア）発注者が別途指定又は委託する厨房機器、医療機器その他関係事業者との設計調整

（イ）記載のない業務等で本業務に適用する必要があるものについては、発注者と受注者が協議の上適用するものとする。

第 3 業務の実施

1　一般事項

（1）基本設計業務は、「第 1 業務概要の 6 設計与条件」、「第 2 業務仕様」及び「第 3 業務の実施の 6 適用基準等」に基づき行うこと。

（2）実施設計業務は、「第 1 業務概要の 6 設計与条件」、「第 2 業務仕様」、「第 3 業務の実施の 6 適用基準等」及び基本設計図書に基づき行うこと。

（3）積算業務は、監督員の承諾を受けた基本設計図書、実施設計図書及び「第 3 業務の実施の 6 適用基準等」に基づき行うこと。

（4）開発・造成設計業務は、「第 1 業務概要の 6 設計与条件」、「第 2 業務仕様」及び「第 3 業務の実施の 6 適用基準等」に基づき行うこと。

（5）地質調査、測量調査等は、「第 1 業務概要の 6 設計与条件」、「第 2 業務仕様」及び「第 3 業務の実施の 6 適用基準等」に基づき行うこと。

（6）本業務は、基本計画書や本仕様書の内容及び発注者との協議内容（ヒアリング等を通じて把握した内容を含む）に基づき、発注者の方針及び意向を適切に反映して実施すること。

2　関係法令等の遵守及び適用基準等

（1）本業務の実施に当たっては、建築基準法、都市計画法、医療法、消防法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、バリアフリー法、宅地造成及び特定盛土等規制法その他関係法令並びに宝塚市及び兵庫県の関係条例、規則等を遵守し、設計すること。

（2）受注者は、業務実施にあたり、本書に特段記載がない場合でも関係法令、宝塚市および兵庫県条例等を遵守し、設計すること。

（3）既存不適格部分を改修する必要が生じた場合は、上記（1)、(2）の内容を遵守し、設計を行うこと。

3　関連する別契約業務との調整

（1）受注者は、発注者が別途契約発注する以下の業務委託を受注した者に対し、監督員の指示により、必要な図面又は資料（ＣＡＤデータ等の電子データを含む。）を提供するものとする。

ア　新健康センター設計業務

イ　新病院開院支援業務

ウ　ＣＭ（コンストラクション・マネジメント）業務

エ　既存棟利活用業務

オ　各種調査業務　他

（2）部門別運営計画、医療機器・医療情報システム整備計画、物流計画等の内容を、新病院の設計図及び建築総合図に正確に反映させるため、新病院開院支援業務を受注する医療コンサルティング会社と積極的な情報共有及び連携を行うこと。

(3) 工程・品質・コスト管理等を総合的に行うコンストラクション・マネジメント会社と積極的な情報共有及び連携を行うこと。

4　構内道路関係設計業務に関する特記事項

(1) 受注者は本仕様書によるほか、「兵庫県測量業務共通仕様書」、「兵庫県地質・土質調査業務共通仕様書」及び「兵庫県設計業務等共通仕様書（道路編）」を遵守し、都市計画法、道路法、道路構造令、宝塚市開発まちづくり条例、兵庫県福祉のまちづくり条例その他関係法令等に基づき計画すること。また、関係行政機関との協議結果を設計に反映すること。

(2) 来院者動線や救急動線に考慮した設計となるように努め、工事発注に必要な図面、数量の取りまとめ、工事費の積算及び報告書を作成すること。なお、【別紙４】工事ステップ図・インフラ計画は参考とし、設計業務開始後、関係行政機関との協議の上計画を決定するものとする。

5　その他

受注者は、補助金申請、起債申請、各種許可申請、各種関係機関（国、県、市等）及び各種説明会等に必要な資料作成に協力するものとする。

6　適用基準等

本業務は、関係法令によるほか、以下に掲げる基準、指針、標準仕様書等を適用（原則として最新版を適用）するものとし、受注者は、設計内容及び業務の実施内容がこれらに適合するよう業務を実施するものとする。なお、以下に掲げる基準、指針、標準仕様書等が本業務期間中に改定された場合は、その適用について発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

また、本一覧に記載のない基準等で、本業務に適用する必要があるものについては、発注者と受注者が協議の上適用するものとする。

(1) 共通

ア　官庁施設の基本的性能基準
イ　官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式
ウ　官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
エ　官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
オ　官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
カ　官庁施設の総合耐震診断・改修基準
キ　官庁施設の環境保全性基準
ク　官庁施設の防犯に関する基準
ケ　官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
コ　高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
サ　建築設計業務等電子納品要領
シ　建築物のライフサイクルコスト
ス　診療報酬上の施設基準その他病院計画に関係する基準

(2) 建築・構造

ア　建築設計基準
イ　建築設計基準の資料
ウ　建築工事設計図書作成基準及び同資料
エ　公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
オ　公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
カ　建築工事標準詳細図
キ　建築構造設計基準及び同資料

ク　建築物の構造関係技術基準解説書
ケ　鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
コ　建築基礎構造設計指針
サ　鋼構造設計規準・同解説その他関係指針
シ　鋼構造接合部設計指針
ス　免震構造設計指針
セ　免震建築物の対風設計指針

(3) 電気・機械設備

ア　建築設備計画基準
イ　建築設備設計基準
ウ　建築設備工事設計図書作成基準
エ　建築設備設計計算書作成の手引
オ　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
カ　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
キ　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
ク　公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
ケ　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
コ　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
サ　建築設備耐震設計・施工指針
シ　電気設備に関する技術基準を定める省令及び関係解釈
ス　雨水利用・排水再利用設備計画基準

(4) 病院設備・医療施設関係

ア　病院設備設計ガイドライン（空調設備編）
イ　病院設備設計ガイドライン（衛生設備編）
ウ　病院設備設計ガイドライン（電気設備編）
エ　病院設備設計ガイドライン（BCP 編）
オ　病院設備設計ガイドライン（BCP 編・中小病院のための BCP 実践マニュアル）
カ　病院関係者のための電気設備・情報通信設備・医療ガス設備ガイドブック
キ　病院電気設備の設計・施工指針
ク　JIS T 1022「病院電気設備の安全基準」

(5) 調査・開発・造成関係

ア　敷地調査共通仕様書
イ　兵庫県地質・土木調査業務共通仕様書
ウ　兵庫県測量業務共通仕様書
エ　兵庫県設計業務等共通仕様書
オ　宝塚市の開発許可、造成、道路、排水等に関する基準及び技術基準
カ　宅地造成及び特定盛土等規制法に係る兵庫県及び宝塚市の技術基準等

(6) 積算

ア　公共建築工事積算基準
イ　公共建築数量積算基準
ウ　公共建築設備数量積算基準
エ　公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
オ　公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
カ　公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

キ　公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
ク　公共建築工事標準単価積算基準
ケ　公共建築工事共通費積算基準
コ　公共建築工事積算基準等資料
サ　営繕工事積算チェックマニュアル

7　業務計画書

業務開始前に、以下の内容を記載した業務計画書を提出すること。

(1) 業務実施計画
(2) 業務実施工程表（発注者の検図期間を見込むこと。）
(3) 業務実施体制表
(4) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、「平成２３年４月１日以降に２００床以上の病院における基本設計または実施設計業務（全面改築に限る）の主任技術者以上として履行した実績」、業務計画書提出時点の手持ち業務の状況
(5) 各担当主任技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、「平成２３年４月１日以降に２００床以上の病院における基本設計または実施設計業務（全面改築に限る）を履行した実績」及び「同種の業務実績」、業務計画書提出時点の手持ち業務の状況
(6) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、「平成２３年４月１日以降に２００床以上の病院における基本設計または実施設計業務（全面改築に限る）を履行した実績」及び「同種の業務実績」、業務計画書提出時点の手持ち業務の状況
(7) 公共建築設計業務委託共通仕様書第３章３．２に定める設計方針

8　貸与品等

(1) 既存建物の完成図、地質調査資料、確認申請図書
(2) その他業務の遂行に必要となるものについては、発注者と受注者との協議により決定する。

9　打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、設計に係る打合せ事項及び決定事項（関係官庁、関係機関協議等を含む。）については、受注者は速やかに記録を作成し、監督員に提出するものとする。

(1) 業務着手時
(2) 定例打合せ（基本設計時：１回／週 、 実施設計時：２回／月　程度）
(3) 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

※（2）については、業務の進捗状況や受注者からの提案等により増減する可能性がある。

10　その他、業務の履行に係る条件等

(1) 本業務における公募型プロポーザルで提出された実施体制により業務を履行することとする。ただし、公募型プロポーザルで提出された実施体制に追加を行う場合は、この限りではない。
(2) 成果物の提出場所

〒665 - 0827 宝塚市小浜４丁目 5-1　宝塚市立病院３階
宝塚市立病院 経営統括部 新病院建設担当（事務局）

(3) 成果物の取り扱いについて

ア　それぞれの業務が終了したときは、速やかに成果物を提出し、発注者の検査を受けること。また、その成果物は検査に合格した時点をもって発注者に帰属するものとする。

イ　提出されたＣＡＤデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(4) 写真の著作権の権利等について受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

ア　写真は、国及び発注者が行う事務並びに国及び発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

イ　次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

(ア) 写真を公表すること。

(イ) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

第 4 成果物、提出部数等

1　基本設計

成果物等	製本形態	部数	適用
(1) 建築（総合）			
・建築（総合）基本設計図書	Ａ３ファイル		Ａ３
計画説明書		各５部	
仕様概要書			
仕上概要表			
面積表			
敷地案内図			
配置図			
平面図（各階）			
断面図			
立面図（各面）			
日影図			
矩計図（主要部詳細図）			
工事区分表			
外構計画図			
サイン計画図			
昇降機等設備計画説明書			
昇降機等設備設計概要書			
・仮設計画概要書	Ａ３ファイル		Ａ３
・概算工事費算定書	Ａ４ファイル		Ａ４
・(その他必要図書)			
(2) 建築（構造）			
・建築（構造）基本設計図書	Ａ３ファイル		Ａ３
構造計画説明書		各５部	
構造設計概要書			
(仮定断面図・構造工法の説明)			
仮定部材リスト			

伏図・軸組図 断面詳細図 各種技術資料 ・概算工事費算定書 ・（その他必要図書）	Ａ４ファイル		Ａ４
(3) 電気設備 ・電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 配置図 平面図（各階） 各設備系統図 単線結線図 各階プロット図 各設備機器配置図 機器表 インフラ図・外構図 各種技術資料 ・概算工事費算定書 ・（その他必要図書）	Ａ３ファイル Ａ４ファイル	各５部	Ａ３ Ａ４
(4) 機械設備 ・機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 配置図 平面図（各階） 各設備系統図 単線結線図 各階プロット図 各設備機器配置図 機器表 空調ゾーニング図 インフラ図・外構図 各種技術資料 ・概算工事費算定書 ・（その他必要図書）	Ａ３ファイル Ａ４ファイル	各５部	Ａ３ Ａ４
(5) その他 ・敷地造成基本設計図書（敷地造成、給水、雨水排水、汚水、外構、防災、道路設計） ・上記に関する概算工事費算定書 ・インフラ調査報告書 ・概略工事工程表	Ａ３ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル	各５部	Ａ３ Ａ４ Ａ４

・透視図 ・イメージスケッチ	８カット程度		
・防災計画書	Ａ４ファイル		Ａ４
・電波障害調査報告書	Ａ４ファイル		Ａ４
・地質調査報告書	Ａ４ファイル		Ａ４
・測量調査報告書	Ａ４ファイル		Ａ４
・登記業務成果物　※開発許可が必要な場合	Ａ４ファイル		Ａ４
・コスト縮減検討報告書	Ａ４ファイル		Ａ４
・その他必要図書			
(6) 資料			
・基本設計説明書および概要版	Ａ３ファイル		Ａ３
・各種技術資料	Ａ３ファイル	各５部	Ａ３
・諸室リスト	Ａ３ファイル		Ａ３
・発注者及び要求事項まとめ	Ａ３ファイル		Ａ３
・各種行政関係協議議事録	Ａ４ファイル		Ａ４
・各記録書	Ａ４ファイル		Ａ４
・建築物総合環境性能評価システム（ＣＡＳＢＥＥ）	Ａ３ファイル		Ａ３
・各種調査結果報告書	Ａ４ファイル		Ａ４
・省エネルギー関係計算書	Ａ４ファイル		Ａ４
・ランニングコスト検討報告書	Ａ４ファイル		Ａ４
・ユニバーサルデザイン検討書	Ａ３ファイル		Ａ３
・ＢＣＰ計画検討書	Ａ３ファイル		Ａ３
・ZEB 認証比較検討書	Ａ４ファイル		Ａ４
・電子データ（ＣＡＤデータを含む基本設計図書のデータ）			

2　実施設計

成果物等	原図	製本形態	部数	適用
(1) 建築（総合） ・建築（総合）設計図 建築物概要書 特記仕様書 仕上表 敷地案内図 配置図 面積表及び求積図 平面図（各階） 立面図（各面） 断面図 矩計図 平面詳細図	１部 Ａ１版	Ａ３二折製本	各５部	※ＣＤ－Ｒ等による提出

断面詳細図 部分詳細図 展開図 天井伏図（各階） 建具表（外構詳細図、植栽図含む） 工作物等詳細図 外構図 搬送設備図 日影図 工事区分表 総合仮設計画図など サイン計画図 エレベーター設備図 小荷物専用昇降機設備図 ・各種計算書 ・概算工事費算定書 ・計画通知図書 ・宝塚市条例協議の届出書		 Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル		 Ａ４ Ａ４ Ａ４ Ａ４
(2) 建築（構造） ・建築（構造）設計図 特記仕様書 構造基準図 基礎伏図 各階床伏図 軸組図 部材断面リスト図 各部断面図 構造詳細図 標準詳細図 使用構造材料一覧表 基礎・地盤説明書 施工方法等計画書 ・構造計算書および概要書 ・各種構造関係技術資料・記録データ ・構造計算データ ・概算工事費算定書 ・構造計算適合判定・大臣認定 ・計画通知図書	１部 Ａ１版	Ａ３二折製本 Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル	各５部	※ＣＤ－Ｒ等による提出 Ａ４ Ａ４ Ａ４ Ａ４ Ａ４ Ａ４
(3) 電気設備 ・電気設備設計図 特記仕様書 敷地案内図	１部 Ａ１版	Ａ３二折製本	各５部	※ＣＤ-Ｒによる提出

配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 ナースコール設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 ・電気設備設計計算書 ・概算工事費算定書 ・計画通知図書 ・宝塚市条例協議の届出書		 Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル		 Ａ４ Ａ４ Ａ４ Ａ４
(4) 機械設備 ・機械設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 衛生器具設備図 給水設備図 雨水再利用設備図 排水設備図 井水設備図	１部 Ａ１版	 Ａ３二折製本	 各５部	 ※ＣＤ-Ｒによる提出

給湯設備図 消火設備図 ガス設備図 厨房設備図 排水再利用設備図 浄化槽設備図 医療ガス設備 特殊排水処理設備 ごみ処理設備図				
・機械設備設計計算書		Ａ４ファイル		Ａ４
・概算工事費算定書		Ａ４ファイル		Ａ４
・計画通知図書		Ａ４ファイル		Ａ４
・宝塚市条例協議の届出書		Ａ４ファイル		Ａ４
(5) 建築積算				※CD-R による提出
・建築工事積算数量算出書		Ａ４ファイル	各５部	Ａ４
・建築工事積算数量算出書のうち建築工事積算数量調書		Ａ４ファイル		Ａ４
・見積書等関係資料		Ａ４ファイル		Ａ４
・営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）		Ａ４ファイル		Ａ４
・単価資料		Ａ４ファイル		Ａ４
(6) 電気設備積算				※CD-R による提出
・電気設備工事積算数量算出書		Ａ４ファイル	各５部	Ａ４
・電気設備工事積算数量算出書のうち電気設備工事積算数量調書		Ａ４ファイル		Ａ４
・見積書等関係資料		Ａ４ファイル		Ａ４
・営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）		Ａ４ファイル		Ａ４
・単価資料		Ａ４ファイル		Ａ４
(7) 機械設備積算				※CD-R による提出
・機械設備工事積算数量算出書		Ａ４ファイル	各５部	Ａ４
・機械設備工事積算数量算出書のうち機械設備工事積算数量調書		Ａ４ファイル		Ａ４
・見積書等関係資料		Ａ４ファイル		Ａ４
・営繕工事積算チェックマニュアル （機械設備工事編）		Ａ４ファイル		Ａ４
・単価資料		Ａ４ファイル		Ａ４

(8) その他				※CD-R による提出
・透視図		8 カット程度		
・建築物エネルギー消費性能確保計画		A 4 ファイル		A 4
・建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画		A 4 ファイル	各 5 部	A 4
・省エネルギー関係計算書		A 4 ファイル		A 4
・リサイクル計画書		A 4 ファイル		A 4
・概略工事工程表		A 4 ファイル		A 4
・建築物総合環境性能評価システム(ＣＡＳＢＥＥ)		A 4 ファイル		A 4
・各種調査結果報告書		A 4 ファイル		A 4
・建築基準法第 18 条に基づく申請書（計画通知）		A 4 ファイル		A 4
・都市計画法第 34 条の 2 による協議書等		A 4 ファイル		A 4
・土壌汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく届出書等		A 4 ファイル		A 4
・省エネルギー関係計算書及び届出書		A 4 ファイル		A 4
・建築物総合環境性能評価システム（ＣＡＳＢＥＥ）による評価申請図書		A 4 ファイル		A 4
・敷地造成実施設計図書（道路設計、敷地造成、給水、雨水排水、汚水、外構、防災）		A 3 二折製本		A 3
・地質調査報告書		A 4 ファイル		A 4
・測量調査報告書		A 4 ファイル		A 4
・バリアフリー法第 17 条の規定に基づく認定申請書等		A 4 ファイル		A 4
(9) 資料			各 5 部	
・実施設計説明書および概要版		A 3 ファイル		A 3
・各種技術資料		A 4 ファイル		A 4
・諸室リスト		A 4 ファイル		A 4
・各種行政関係協議議事録		A 4 ファイル		A 4
・各記録書		A 4 ファイル		A 4
・ランニングコスト検討報告書		A 4 ファイル		A 4
・ライフサイクルコスト検討報告書		A 4 ファイル		A 4
・ユニバーサルデザイン検討書		A 3 ファイル		A 3
・ＢＣＰ計画検討書		A 3 ファイル		A 3
・電子データ（ＣＡＤデータを含む実施設計図書のデータ）				

3　外構設計（開発・造成設計）

・外構・構内道路設計に必要な成果物を提出すること。

・開発許可が必要な場合は、必要図書を成果物として提出すること。

※下記の成果物は、「第 1 業務概要の 6 設計与条件の(2)設計対象範囲のエ」に記載する施設に適用

成果物等	製本形態	部数	適用
(1) 敷地造成設計	A 3 二折製本	各 5 部	A 3
・造成計画書			
・縦横断図			
・各詳細図			
・土量配分図			
・数量計算書	A 4 ファイル		A 4
・土量計算書	A 4 ファイル		A 4
・運土計画書	A 4 ファイル		A 4
・運土計算書	A 4 ファイル		A 4
(2) 給水設計	A 3 二折製本	各 5 部	A 3
・配管平面図			
・縦横断図			
・各種詳細図			
・数量計算書	A 4 ファイル		A 4
(3) 雨水排水設計	A 3 二折製本	各 5 部	A 3
・排水流域平面図			
・縦横断図			
・各種詳細図			
・埋設定規図			
・数量計算書	A 4 ファイル		A 4
・検討結果報告書	A 4 ファイル		A 4
(4) 汚水設計	A 3 二折製本	各 5 部	A 3
・全体計画平面図			
・縦横断図			
・各種詳細図			
・埋設定規図			
・数量計算書	A 4 ファイル		A 4
(5) 外構等設計	A 3 二折製本	各 5 部	A 3
・全体計画平面図			
・造成計画図（道路、駐車場含む）			
・植栽計画図			
・各種詳細図			
・数量計算書	A 4 ファイル		A 4
・運土計画書	A 4 ファイル		A 4

(6) 防災設計 ・防災計画書 ・各種詳細図 ・数量計算書	Ａ３二折製本 Ａ４ファイル	各５部	Ａ３ Ａ４
(7) 道路設計 ・平面図 ・縦横断面図 ・構造物詳細図 ・数量計算書 ・業務計画書	Ａ３二折製本 Ａ４ファイル Ａ４ファイル	各５部	Ａ３ Ａ４ Ａ４
(8) その他 ・成果図書に基づく積算図書（工種等別。） ・積算数量算出書 ・単価作成資料 ・概略工事工程表 ・工事仕様書 ・各種技術資料 ・各種検討書 ・各種打合せ記録 ・関係法令チェック表 ・各種説明会等説明資料 ・電子データ（ＣＡＤデータを含む実施設計図書のデータ。） ・その他必要な図書	 Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル Ａ４ファイル	各５部	 Ａ４ Ａ４ Ａ４ Ａ４ Ａ４ Ａ４ Ａ４ Ａ４ Ａ４

※その他留意事項

ア　院内各部署・各部門ヒアリングを実施した際には実施報告書を作成すること。

イ　建築（構造）の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。

ウ　電気及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。

エ　各設計図は、適宜追加してもよいものとする。

オ　成果物は、監督員の指示により製本とすること。

カ　概算工事費算定書の作成に当たっては、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」に基づくこと。

キ　各概算工事費算定書は、工事項目ごとに数量×単価で記載すること。また、主要な工事は業者参考見積を徴収すること。徴収対象は３社程度とし、監督員との協議によるものとする。

ク　主要な医療機器・什器・備品等はプロットすること。

ケ　別途発注との工事区分を明確とする詳細図・区分表を作成し、発注者に協力すること。

コ　基本設計説明書とは、 設計条件の整理計画の基本方針、設計上の配慮事項、設計概要、工事概要書等を取りまとめた資料を想定しているが、監督員と協議のうえ取りまとめること。

サ　電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）の提出部数は５部とする。

シ　透視図及びイメージスケッチは本業務関係者への説明の他、広報や新聞等への掲載も想定する。

ス　透視図は鳥瞰２、外観２、内観４の合計８カットを想定している。詳細は監督員との協議により決定するものとする。

セ　「第４ 成果物、提出部数等」に記載する成果物以外で、本業務に提供の必要があるものについては、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

ソ　成果物における提出部数等は現時点の想定であり、監督員との協議により決定するものとする。

4　成果物の提出条件等

（1）一般書類の納品形式・部数

ア　版形はＡ４を基本とし、必要に応じてＡ３を使用すること。

イ　必要に応じてカラー等も使用すること。

ウ　Ａ４の書類は、原則として両面印刷とすること。

エ　ベースが白色であることが必要な写真や画像類の印刷以外は、再生紙の利用に努めること。

オ　納品は、フラットファイル、パイプファイル等を使用すること。

カ　表紙及び背表紙には、内容及び作成年月を記載すること。

キ　成果物は、以下のファイル形式を基本として作成し、５部（Ａ３又はＡ４版ファイル綴）及び電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）５部を提出すること。ただし、関係機関等への申請書類において複数部の提出が必要な場合は、必要部数を納品すること。なお、電子媒体はファイル綴版と同じ体裁で作成したＰＤＦ版とともに、基本のファイル形式のものを格納して納品すること。

・文書－ＭｉｃｒｏｓｏｆｔＷｏｒｄ形式・ＰｏｗｅｒＰｏｉｎｔ形式

・表、グラフ－ＭｉｃｒｏｓｏｆｔＥｘｃｅｌ形式

・写真－ＪＰＥＧ形式

ク 提出に当たっては、「」__樹脂製コンテナ等に収め提出すること。

ケ 電子納品に当たっては、国土交通省策定の各電子納品要領等及び土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）（兵庫県県土整備部）によること。

（2）図面等

ア　縮小Ａ３版２つ折製本３部を納品すること。

イ　Ａ３版の製本には光学的に縮小したものでなく、データから直接出力したものを使用すること。

ウ　二つ折製本は「寒冷紗補強くるみ製本」による見開き製本とすること。

エ　表紙及び背表紙に内容及び作成年月を記載すること。（合本の場合は工種も記載）なお、背表紙の表示は、製本の幅が狭い場合は監督員の指示によること。

オ　電子媒体のＣＡＤデータはｊｗｗ、ｄｗｇ、ｄｘｆ及びＰＤＦ版を格納して納品すること。

カ　電子納品に当たっては、国土交通省策定の各電子納品要領等及び土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）（兵庫県県土整備部）によること。

（3）成果物の帰属

成果物及び作業工程における個人情報印刷物や書類等に対する一切の権利は、発注者に帰属するものとする。また、成果物等の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。

第 5 業務実施上の留意事項

1　受注者は発注者と十分な連絡、連携を保ち、業務の遂行について発注者の指示及び承諾を受けること。また、受注者は必要に応じて発注者に対して提案を行うこと。

2　業務の遂行には、医療行政、病院整備及び運営に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受注者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置し、誠実に契約内容を履行すること。

3　物価高騰や社会情勢の変化、病院敷地内の関係事業の検討状況などにより、新病院整備基本計画書等の内容に変更が生じた場合は、発注者と十分に協議のうえ、変更内容やその影響を整理し、必要な調整を行うなど、適切に対応するものとする。

4　受注者は、宝塚市の医療、福祉、介護、保健行政等全般について十分な理解のもとに業務を遂行すること。

5　受注者が、本業務の実施において作成し、発注者へ提出した書類、電子データ等は、発注者へ帰属するものとする。

6　受注者は、業務により知り得た情報について、秘密を厳守し、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

7　本仕様書に記載する内容に疑義が生じたときは、受注者は遅滞なく発注者と協議して定めるものとする。

8　受注者は、本業務の遂行に当たり、発注者の方針や意向を満足する上で、当然必要な業務であるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく遂行すること。

9　現地踏査及び測量を実施する場合、監督員の指示に従い、関係者と分かるビブス等を着用の上で実施すること。